

令和7年度法務省委託「よくわかる！こどもの権利条約－児童の権利に関する条約－」映像教材制作仕様書

1 目的

児童虐待や性被害など、こどもをめぐる人権問題は依然として深刻な状況にある。困難を抱えるこどもが自ら声を上げるには、様々な権利の享有主体であることをこども自身に気付いてもらう必要がある。そこで、啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約－児童の権利に関する条約－」を基に、こどもが親しみやすく、理解しやすいアニメーション動画を制作する。

2 訴求対象

小学生（主に中学年）

3 発注内容

- （1）上記1の目的を踏まえた映像教材の企画・制作
- （2）インターネット上におけるストリーミング配信用データの制作
- （3）活用の手引の制作・印刷
- （4）本業務に関する各要素の連絡調整等付随業務一式
- （5）その他、映像教材制作業務に付随して発生する作業等

4 想定すべき活用場面

- （1）人権擁護委員等や教職員が児童・生徒を対象に講義を実施する際の教材としての活用
- （2）人権擁護委員等が実施する人権研修等（eラーニング研修を含む。）における教材としての活用
- （3）公共のライブラリー等への映像（DVD）配備・貸出し
- （4）各種イベント等における映像上映
- （5）インターネット上でのストリーミング配信

5 動画の内容

（1）方向性・観点

ア 動画の視聴により、こどもの権利条約について小学校中学年でも正しく理解できる内容とすること。

イ 小学生や教職員が学校でこどもの権利条約を学ぶに当たって、身近な事例の提示により自分ごととして捉えることができる映像とすること。

ウ 知識を一方的に与えるだけでなく、視聴者自身に気付きを促すような内容とすること。

エ 各種組織における人権教育・人権啓発活動で活用できる内容とすること。

オ 政治的中立性に配慮し、特定の政治的主張・政治的立場に偏らないようにすること。

カ 人権研修や人権講演会等、人権啓発を目的とする活動において使用する教材・映像として適切な内容・構成とすること。

キ 「人権教室」等において、法務局職員や人権擁護委員等が教材として使用できるよう、実際の学習内容を意識した、具体的かつ実践的な内容とすること。

ク こどもの人権侵害は深刻な社会問題であると理解できるものとすること。

ケ 近時の法令改正を踏まえた内容とすること。

コ 小学生のみならず、世代、職業、立場を超えて、誰もが理解しやすい内容とし、様々な場面で活用できる構成とすること。

サ 法務省の人権擁護機関が実施する相談窓口等の存在を周知する内容を含めること。

(2) 表現方法

動画は小学生でも興味を持ってもらえるようアニメーションを主とし、必要に応じて実写及びCG等を用いること。ただし、全編を通して視聴する場合と、特定のチャプター部分を視聴する場合のいずれであっても違和感のない構成とすること。

(3) 構成例

15分程度の動画を作成することとし構成は、下記ア～ウを想定。ただし、より良い構成とそれに沿った内容、啓発効果が高いと考えられるものがある場合はこれに代えて提案すること。

ア プロローグ（導入）〔1分30秒程度〕

(ア) こどもの権利条約についての説明

(イ) こどもの権利条約が作られた歴史的経緯

イ 本編〔約12分程度〕

四つの原則についてそれぞれ分かりやすい事例を示して、こどもととな、二方向からの理解を得られるよう構成すること。事例を映像で示すだけでなく、日常に起こりうるこどもの人権侵害について想起させ、それを回避するためのポイントを解説する。

【構成例（事例アニメーション＋解説）】

(4 事例：事例アニメーション 1 分＋解説 (シーン映像含む) 2 分)

- ① 2 条「差別の禁止」
- ② 3 条「こどもの最善の利益」
- ③ 6 条「生命・生存・発達の権利」
- ④ 12 条「こどもの意見の尊重」

※ 上記の条項以外についてもできるだけ紹介すること。

ウ エピローグ (まとめ) [約 1 分 30 秒程度]

上記イ本編の内容について理解できたか確認の呼び掛けをする。こどもが自分の持っている権利を知り、同時に他者の権利を侵すことはできないと知ることができたか。おとなはこどもの権利を守る義務があることを知ることができたか。こどもが悩んだ際の相談先、相談窓口を紹介する。

(4) 監修者

ア 本動画の監修者については、公益財団法人人権教育啓発推進センター (以下「当センター」という。) が指定する。

イ 本動画の監修者の謝金、旅費については、入札金額に含めることとする。

6 規格等

(1) 映像教材

ア 映像の制作 (企画、映像シナリオ、撮影及び関連業務一式)

(ア) 映像形態：「5 動画の内容 (2) 表現方法」参照

(イ) 撮影解像度：フルハイビジョン (1920×1080)

(ウ) 収録時間：15 分

(エ) 色：カラー

※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。

(オ) アスペクト比：16：9 (レターボックスなしの実質比)

イ メディア (DVD-Video) の製造

(ア) メディア：DVD-Video

(イ) 枚数：370 枚

(ウ) 副音声・字幕・メニュー画面等

以下の 4 パターンを作成しメニュー画面で選択可能とすること。

- a 字幕なし・副音声なし
- b 字幕なし・副音声あり
- c 字幕あり・副音声なし
- d 字幕あり・副音声あり

※ 字幕は日本語とする。

※ 字幕はDVD再生機の字幕機能を使用せず、映像に含めてエンコードすること。テロップや字幕等の作成に当たっては、背景映像とのコントラストやカラーユニバーサルデザインに配慮すること。

※ メニュー画面やチャプター構成は、法務省及び当センターと受注者間で協議の上、決定する。

(エ) 媒体：プレスにより製造し、必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をレーベル面に印字すること。

(オ) コピーガード（C S S）：設定しないこと。

(カ) ジャケット：必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をカラー印刷すること。

(キ) パッケージ：DVD用のトールケースを使用し、DVD、ジャケットを封入し、シュリンク包装を行うこと。

※ トールケースはカラー印刷によるジャケットを封入すること。

(2) ストリーミング配信用データ

本動画のインターネット上におけるストリーミング配信用データの作成仕様は次のとおりとする。

ア 映像：以下のパターンでそれぞれ字幕ありの映像

(ア)「全編通し」データ

(イ) 前述「5 動画の内容（3）構成例ア～ウ」の構成に基づき、分割した個別のストリーミングデータは、フルサイズのデータと1データ当たり1GB以内に納まるようにしたもの両方を作成すること。

イ 映像フォーマット

MPEG-4 AVC (H.264)

ウ 解像度：以下の仕様による

[HD] 1920×1080

ファイルサイズ 1GB未満

フレームレート 24fps

アスペクト比 16：9（レターボックスなしの実質比）

※ ストリーミング配信用データは、原則として上記仕様を基に作成する。ただし、ビットレートや帯域、フレームレート等については、現状のインターネット上での動画配信により適した基準等がある場合は、当センターと協議の上、変更することも可能。

エ サムネイル

アスペクト比16：9、2MB以下のファイルサイズとすること。

なお、ファイル形式は、J P E G又はP N Gとすること。

(3) 活用の手引の制作・印刷

本動画を人権研修等で使用し、講義等を実施する際の参考になるものとする。 「内容・構成」 「本作品のねらい」 「基本的な観点」 「必要な機材等」 「研修（講義）展開例」 「板書例」 「相談窓口のご案内」 など。

ア 判型等：DVD用のトールケースに収まるサイズ／4 C

イ ページ数：16ページ程度（表紙含む）

ウ 印刷仕様：中綴じ／コート紙

※ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

エ 印刷部数：370部（DVD－V i d e o トールケースに同梱）

オ 版下データ：P D Fデータ

※ 人権ライブラリー・ウェブサイト等で公開し、利用者が自由に印刷できるように提供できること。

※ 印刷に当たっては、国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこと。

7 成果物

(1) 研修動画

ア DVD－V i d e o （トールケースに収納したパッケージ）

370枚

※ 活用の手引同梱

イ DVDジャケット、盤面版下データ及びP D Fデータ

4セット

※ DVDで納品すること

ウ 完成台本データ及び字幕データ

4セット

※ DVDで納品すること

エ 映像原版を記録した適宜メディア（白データを含む）

2セット

※ ハードディスク等の記録媒体にて納品すること。

※ 必要であると判断される場合は、制作会社にて適切な環境で保管すること（保管に要する一切の費用は制作会社の負担とする）。

オ DVDプレスマスター

4セット

※ プラントダイレクト等形式のオーサリング済プレスマスターを納品すること。

※ DVDで納品すること

(2) ストリーミング配信用データ

4セット

※ DVDで納品すること

(3) 活用の手引

ア 印刷部数：370部

イ 印刷用版下データ及び出力仕様書

ウ 印刷用に使用できる高精度PDFデータ

エ インターネットでの公開等に適した閲覧用PDFデータ

※ 印刷の上、DVD-Videoトールケースに同梱

※ データについては4セットDVDで納品すること

8 納品

(1) 納品日

令和8年2月27日（金）

(2) 納品場所

ア 法務省人権擁護局人権啓発課

（東京都千代田区霞が関1-1-1）

イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター

（東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階）

ウ 当センターの指定する場所

（都内またはその近郊の梱包・発送会社を予定）

※ 法務局・地方法務局、地方公共団体（都道府県・市区町村）、その他関係団体への発送分

(3) 納品物振り分け

ア 法務省人権擁護局人権啓発課

（ア）DVD-Video 2枚

（イ）関連データ一式 1セット

イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター

（ア）DVD-Video 7枚

（イ）映像原版を記録した適宜メディア（白データを含む） 2セット

（ウ）プレスマスター 4セット

（エ）関連データ一式 3セット

ウ 当センターの指定する場所

(ア) DVD－V i d e o 361枚

※ 納品物の詳細については発送の2か月前には確認すること

9 業務体制

- (1) 受注者は、契約後5営業日以内に企画書及び企画から制作、納品までの工程表（企画書提出後、納品までのスケジュール表）を提出し、当センターの了承を得ること。

なお、当センターからの修正及び構成の指示に係る期間について十分な余裕を持って臨むこと。

また、適宜デザインなどの提出及び必要事項の協議を行うことで、進捗状況を報告すること。

- (2) 本業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。

- (3) 本事業の実施に当たり、法務省の意向により企画内容の修正が複数回発生することが想定されるので、これに全て対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。

- (4) 受注者は、制作した動画の内容等について、当センターが必要な修正をした場合、速やかに対応すること。

また、受注者が制作過程において別途案を制作した場合には、その都度、当センターの了承を得ること。

その他、受注者は、必要に応じて当センターが協議を求めることを了承し、その際には誠実に対応すること。

- (5) 法務省及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。

- (6) 本動画等の制作に当たっては、校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはストリーミングデータやPDFデータを活用し、Eメール等での送受信に対応すること。

10 応募概要

(1) 提出書類

下記アは6セットを作成し、うち3セットは社名を記載しないこと。また、同書類のPDFデータを、下記14の問合せ・提出先宛てにEメール又は郵便で送付すること。

ア 提案書

次の要素を盛り込むこと ※ 1者当たり2案まで提出可

(ア) 企画意図・趣旨・体制図等 (12 その他 (5) (6) (14) に記載する
内容を含む)

(イ) 動画構成案及びシノプシス (2, 000字程度)

(ウ) その他映像表現やイメージ等補足資料 (任意)

(エ) 制作スケジュール

(オ) 補足資料等 ※ 任意

イ 入札書 (別紙1の様式を使用し、提出の際は封かんすること)

ウ 委任状 (別紙2の様式に準じて作成、代表者が入札する場合には不要。)

エ 各府省一般競争 (指名競争) 参加資格審査結果通知書 (写し)

オ 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者
登録番号届出書 (別紙3)

(2) 落札方式

総合評価落札方式

※ 入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、別添の総合評価基準書
に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いもの
を落札者とする。

(3) 書類提出期限 (厳守)

ア (1) のア 令和7年6月30日 (月) 午後2時00分

イ (1) のイ～オ 令和7年7月7日 (月) 午前10時00分

(4) 開札

令和6年7月7日 (月) 午前10時30分から

※ 当センターにて実施予定

(5) その他

本入札への参加を希望する場合は、令和7年6月20日 (金) までに、
当センターに電話又はEメールにて連絡すること。

11 スケジュール (予定)

(1) 令和7年6月16日 (月) 入札情報開示

(2) 令和7年6月20日 (金) 入札参加希望連絡期限

(3) 令和7年6月30日 (月) 提案書等 (入札書を除く) 提出締切

(4) 令和7年7月7日 (月) 入札書提出締切、開札、受注者決定

(5) 令和7年7月8日 (火) ～令和8年2月中旬 動画の制作

(6) 令和8年2月中旬 DVDプレス等

(7) 令和8年2月27日(金) 納品

12 その他

- (1) 応札者は、法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (2) 応札者から提出された提案書等の提案書類は返却しない。
- (3) 本入札の参加に要する経費は、応札者の負担とする。
- (4) 本業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (5) 本業務を実施するに当たって知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (6) 本業務の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (7) 本業務の実施に当たっては当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。
- (8) 請求書類は全業務完遂後に発行すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
- (10) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。
- (11) 開札は当センター内において入札者の面前で行う。
- (12) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (13) 契約後、本仕様書に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。また、受注者に責めに帰すべき事由がある場合には、当センターから違約金を請求する場合がある。
- (14) 成果物の著作権については、全て法務省に帰属するものとする。また、受注者は法務省及び当センターに対し、一切の著作権人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。法務省及び当センターによる、成果物及び成果物を使用した印刷物やDVD・Video等の複製・配布・上映・貸出し・実費頒布、インターネット上の公開やストリーミング配信、永続的な使用等について問題が生じないよう各種適切な権利処理を行うこと。また、そのことについて提案書中に明記すること。

- (15) 制作、特に映像の構成案、シナリオ案の原稿作成等に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (16) デザイン・レイアウトについては、書体・文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。
- (17) 本業務に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、事前に当センターと調整すること。
- (18) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

13 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 事務局長補佐兼総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

14 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第2課 鈴木
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階
TEL： 03-5777-1802（代表）
FAX： 03-5777-1803
Eメール： jigyoo02@jinken.or.jp
ウェブサイト：<http://www.jinken.or.jp>